

第3回及び第4回会合における
プレゼンテーション等に対する
関係事業者・団体からの意見
(イー・アクセス株式会社)

平成18年3月28日

平成 18 年 3 月 28 日

イー・アクセス株式会社

「IP 化の進展に対応した競争ルールのあり方に関する懇談会」に対する弊社の意見

1. はじめに

これまでの懇談会で、弊社は第 3 回会合においてプレゼンテーションの機会をいただき、また第 4 回会合においても、意見を述べさせる機会をいただきましたが、懇談会の中で重要な論点の一つとされている「NTT グループ」のあり方について、弊社の主張が明確に伝わっていない懸念がありますので、再度整理して提出をさせていただきます。

2. NTT グループの在り方に関する弊社の意見

(ア) 市場集中の問題とボトルネック設備の問題とは分けて議論すべき

2 月 1 日と 2 月 22 日の 2 日間にわたり、NTT を含む 15 社の事業者・団体が意見を述べましたが、多くの事業者が現状の NTT のあり方について、問題提起を行なっています。また、別途開催されている竹中総務大臣による「通信・放送の在り方に関する懇談会」でも NTT のあり方について、現状では大きな問題があるということで、意見が一致したと報道されています。しかしながら、各社の主張の中で、シェアが高いことからくる弊害、すなわち市場集中の問題と、NTT 東西がボトルネック設備を所有していることからくる弊害の問題とが混在して述べられ、それにより議論に混乱が生じていると考えます。市場集中に因る弊害とボトルネック設備の問題とは、その問題点の検証の方法や対処の方法が異なり、また懇談会の議論では後者に集中していたきらいがあります。

従いまして、この二つの問題については明確に分けて議論する必要があると考えます。

(イ) 通信市場における市場集中の問題

市場集中の問題

弊社が指摘したとおり、NTT グループは、通信市場全体において約 7 割のシェアを占めており、また地域電話市場、長距離電話市場、携帯電話市場など主要な市場においても高いシェアを占めています。市場での高シェアからくる公正競争上の懸念として以下のようなものがあげられます。

- 統一ブランドの力による新規参入事業者の排除
- 隣接市場（上位レイヤーや放送など）への支配力行使の懸念
- グループ購買力を背景とした不公正取引の可能性
- グループ内取引の優遇による他事業者の排除
- 技術競争の抑圧

以上の点からくる公正競争上の課題については、ボトルネック設備の問題とは別に議論をする必要があります。

市場画定について

市場集中の弊害について議論をする場合、市場をどの範囲で画定するかが問題になりま

すが、上記のような問題は個々のサービスにより限定した市場の範囲を超えて、影響を及ぼすものです。また、NTT がグループとしての求心力を追求しており、また IP 化や FMC などの技術革新はこれまで存在した市場の境界線が消滅していく傾向を示唆しており、細かく画定した市場での議論では、市場集中の真の問題点が捉えられない懸念があります。よって、市場集中の問題を議論する際には、市場をなるべく広く画定し、そこにおいて市場支配力（SMP）が行使されていないか、検証する必要があります。

市場集中に対する措置

NTT グループ高シェアについては、中長期的には構造的な措置により是正されるべきと考えますが、その方法については、多くのパターンが考えられるため、そのメリットとデメリットを深く検討したうえで実施をするべきであると考えます。

しかしながら、以下の措置については早急を実施すべきです。

- 人事交流の禁止
- 研究開発体制の見直し
- グループ外とグループ内の取引条件の同等性確保の厳格化

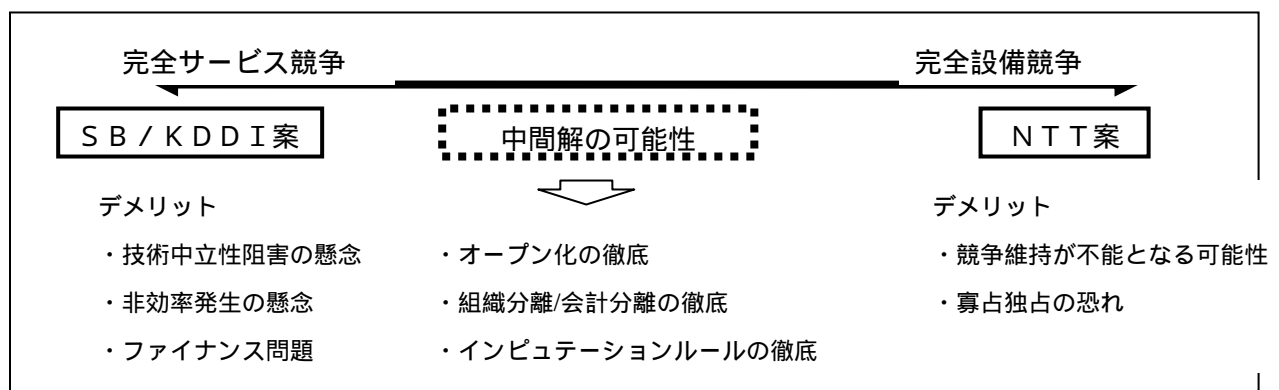
(ウ) 通信市場のボトルネック設備の問題

ボトルネック設備の問題

各社からのプレゼンテーションでアクセス設備がボトルネックとなり競争を阻害している、もしくは将来的に阻害する可能性が高いことについては多くの意見が出され、ほぼコンセンサスができています。この問題を解決することが、今後の通信市場の発展にとって、重要な課題であることについては弊社も賛同いたします。

ボトルネック設備問題解決のための措置

ただし、その解決のための措置については、NTT が設備投資のインセンティブを高めることにより設備競争を促進する案と、ボトルネック設備を資本分離し、他事業者がすべて同一条件で利用可能としサービス競争を促進する案とが出ていますが、どちらもデメリットが大きいと弊社は考えています。現在行われているボトルネック設備のオープン化施策は、両案の中間解と位置づけられると考えますが、その強化もしくは抜本的な改正を視野に入れた問題解決の検討は行われていないと認識しています。構造的分離による抜本的な改革も検討しつつも、現状ルールの見直しによる中間解の可能性についても是非見当の視野に入れるべきと考えます。



現状のオープン化施策において改善が望まれる点

現状のオープン化施策は以下の点において不十分であり、改善する必要があると考えています。

- 設備管理部門と設備利用部門とが組織的に完全分離されていないため、116窓口問題や、他事業者との手続きの不同等性の問題などが根本的に解決されない。
- 組織・設備などが管理部門と利用部門と完全に分離されていないため、不透明な基準により費用が配賦される懸念。
- 独占的なサービスと競争的なサービスなどの会計の分離、あるいはサービス毎の収支のデータが開示されていないため、内部相互補助や略奪的な価格設定が行われていないかの検証が困難である。

以上